

五、再処理施設の工事計画

平成年度		5			6			7			8			9			10			11			12			
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
主要工程	工																									

平成年度		13			14			15			16			17			18			19			20			
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
主要工程	工																									

(注) (1) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の試験のために、使用済燃料(約 50 t·Upr)を受け入れる。

(2) ウラン試験は、劣化ウランを用いた模擬燃料集合体等(約 60 t·U)を使用して行う試験をいう。

(3) しゅん工とは、再処理設備本体等に係る使用前検査の合格をいう。

(4) 使用済燃料輸送容器保守設備及びそれに係る設備は、再処理事業開始後50か月以内に設置する。

(5) 第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟及び西棟に係る施設は、しゅん工後3年内に設置する。